

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 1日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県周南市那智町2番1号
氏 名 日本ゼオン株式会社 徳山工場
理事工場長 渋谷 智啓
電話番号 0834-21-9701

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本ゼオン株式会社 徳山工場
事業場の所在地	山口県周南市那智町2番1号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	48,081百万円
③ 従業員数	351名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙1 製造工程と産業廃棄物（特管含む）発生・処理フロー」 参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

「別紙2 産業廃棄物の処理に係る管理体制」 参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	排 出 量	- t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	・PCBに関しては、処理計画に基づき処理委託している。 ・減量のための対策は特になし。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 様式第2-8と同様に廃棄物ごとに原則として、3R処理できるように産廃会社と委託契約を締結している
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上。3R率98%以上を目指とし活動する。 PCBに関しては、処理計画にそって処理委託する

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<p>廃油は、サーマルリサイクルとして、優良産廃処理会社に処理委託している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃アルカリ、廃酸は、中和剤として再利用できる業者に処理委託している。 			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・廃油は、主として優良処理会社に委託する。 ・廃アルカリ、廃酸は、中和剤として再利用できる業者に処理委託する ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。 			
【前年度（令和4年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		200t
	(今後実施する予定の取組等)		
<p>電子情報処理組織を使用している。 今後も継続し電子情報処理組織を使用する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1 製造工程と産業廃棄物(特管含む)発生・処理フロー

1. 乳化重合ゴム・合成ゴムラテックス製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー

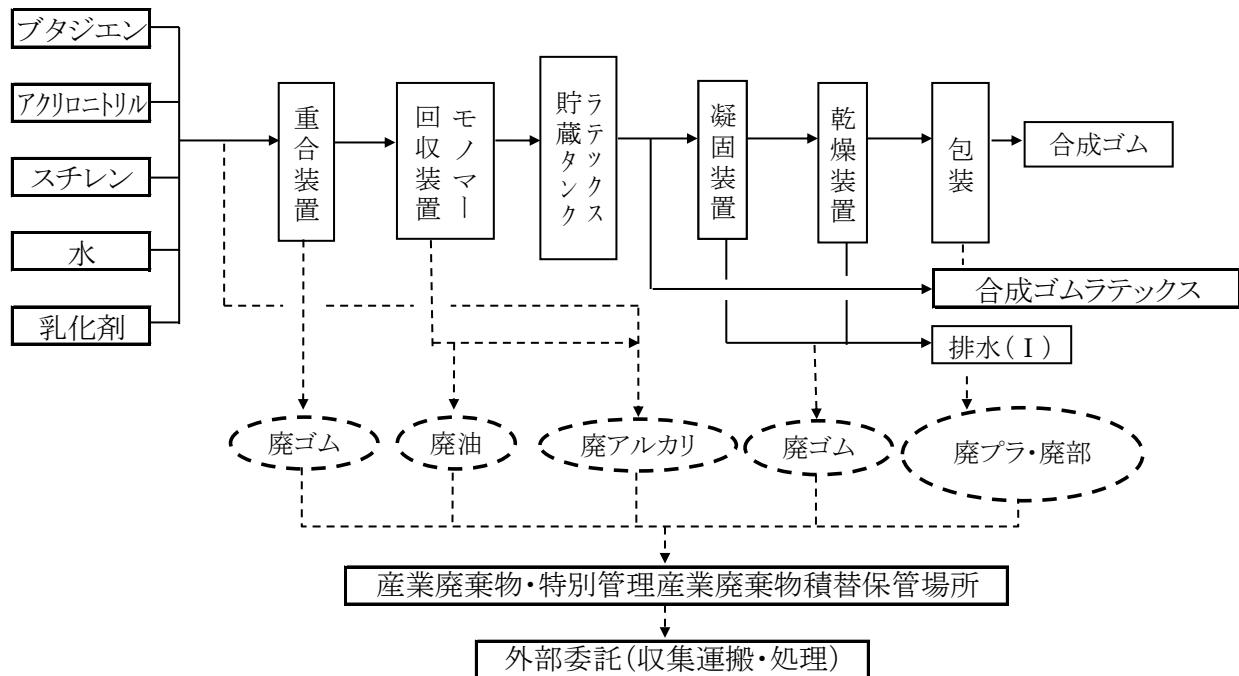


図1 乳化重合ゴム・合成ゴムラテックス製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー(No. 1)

2. 溶液重合ゴム製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー

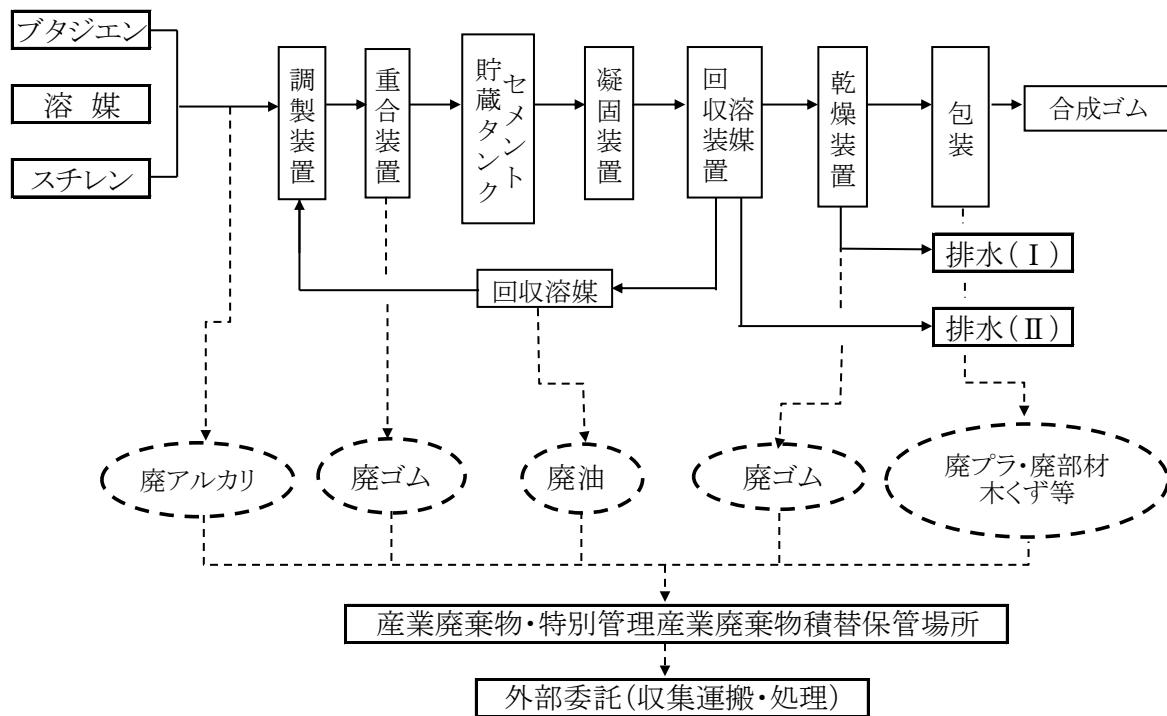


図2 溶液重合ゴム製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー(No. 2)

3. トナー製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー

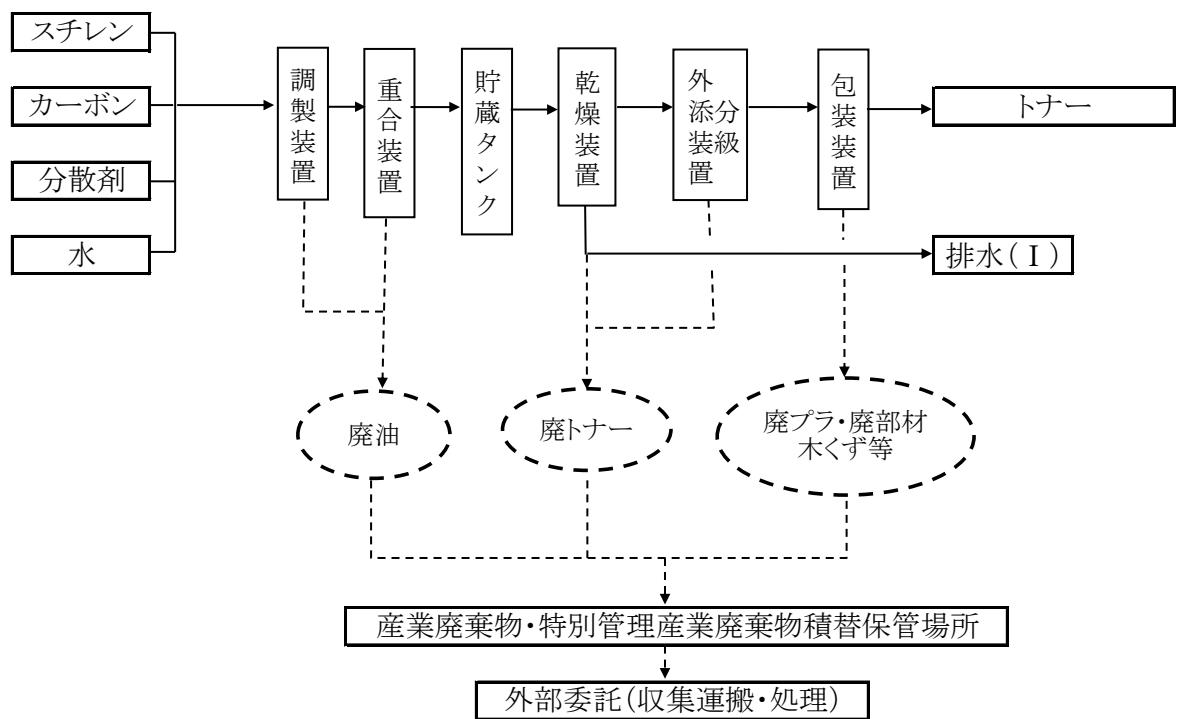


図3 トナー製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー(No. 3)

4. CSG製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー

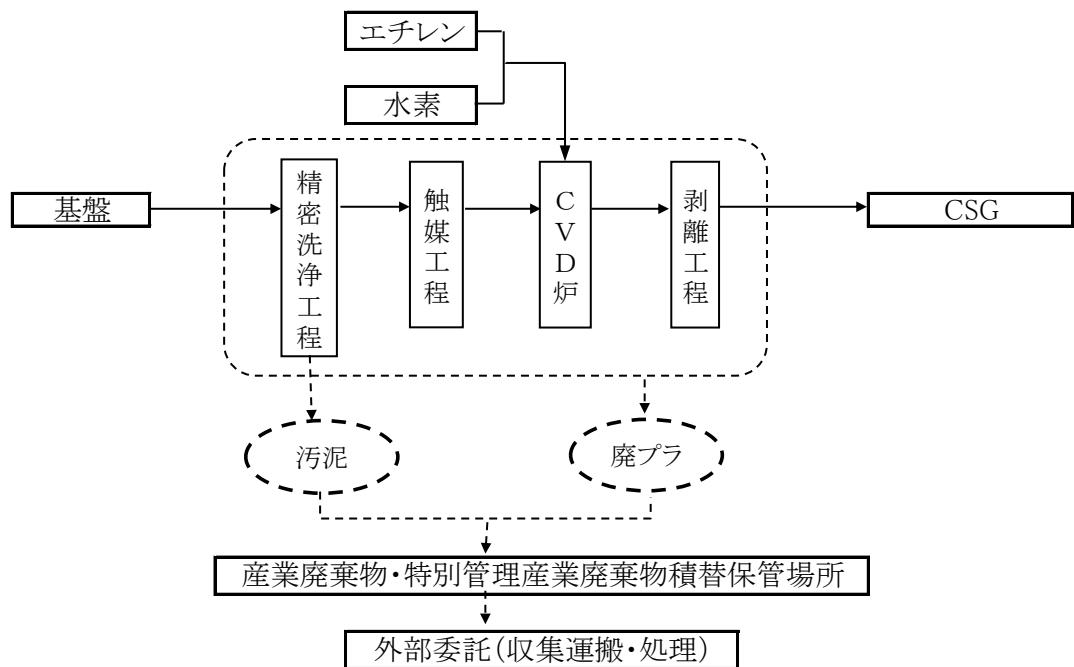


図4 CSG製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー(No. 4)

5. 排水処理工程に係る産業廃棄物発生・処理フロー

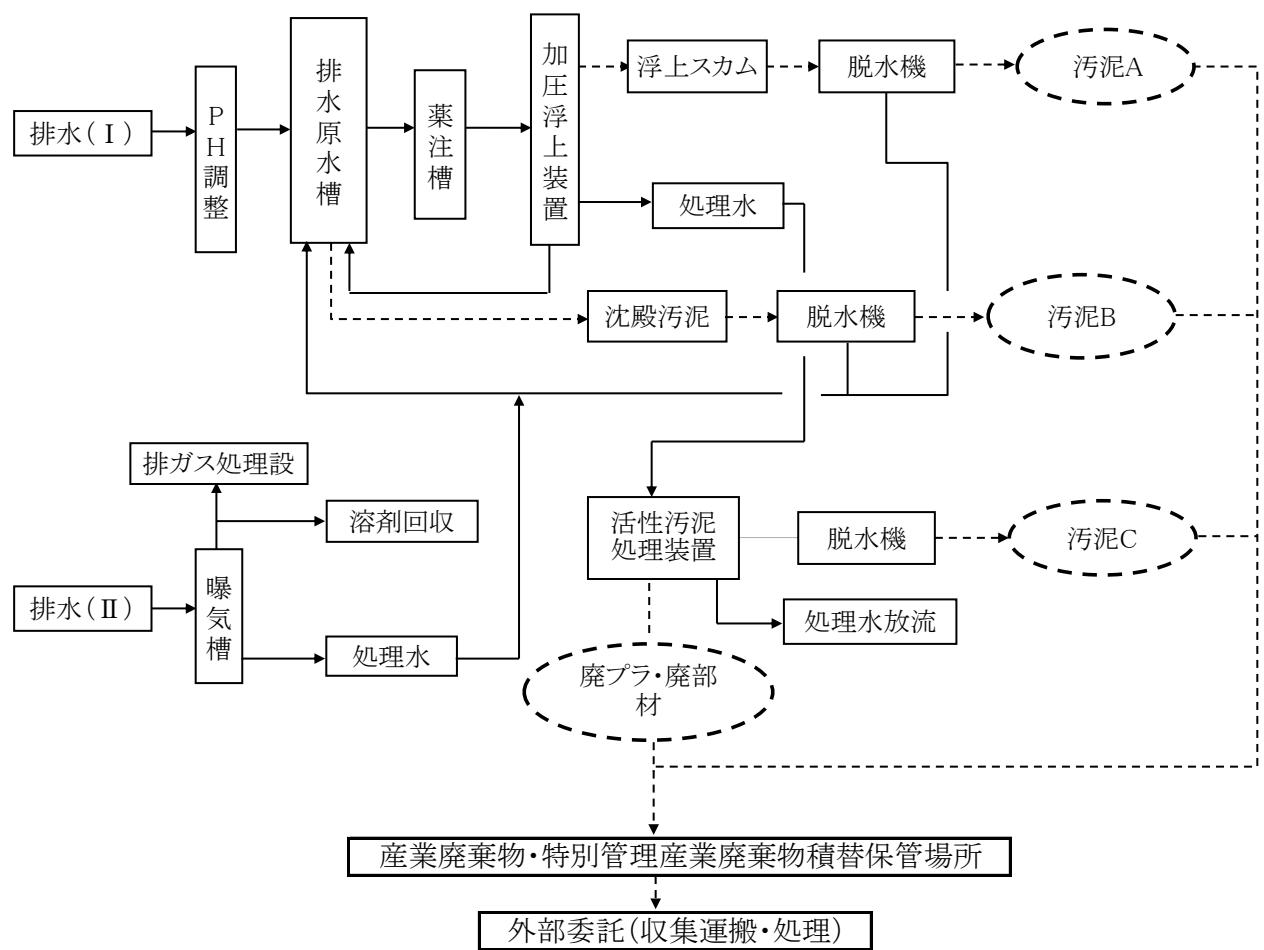


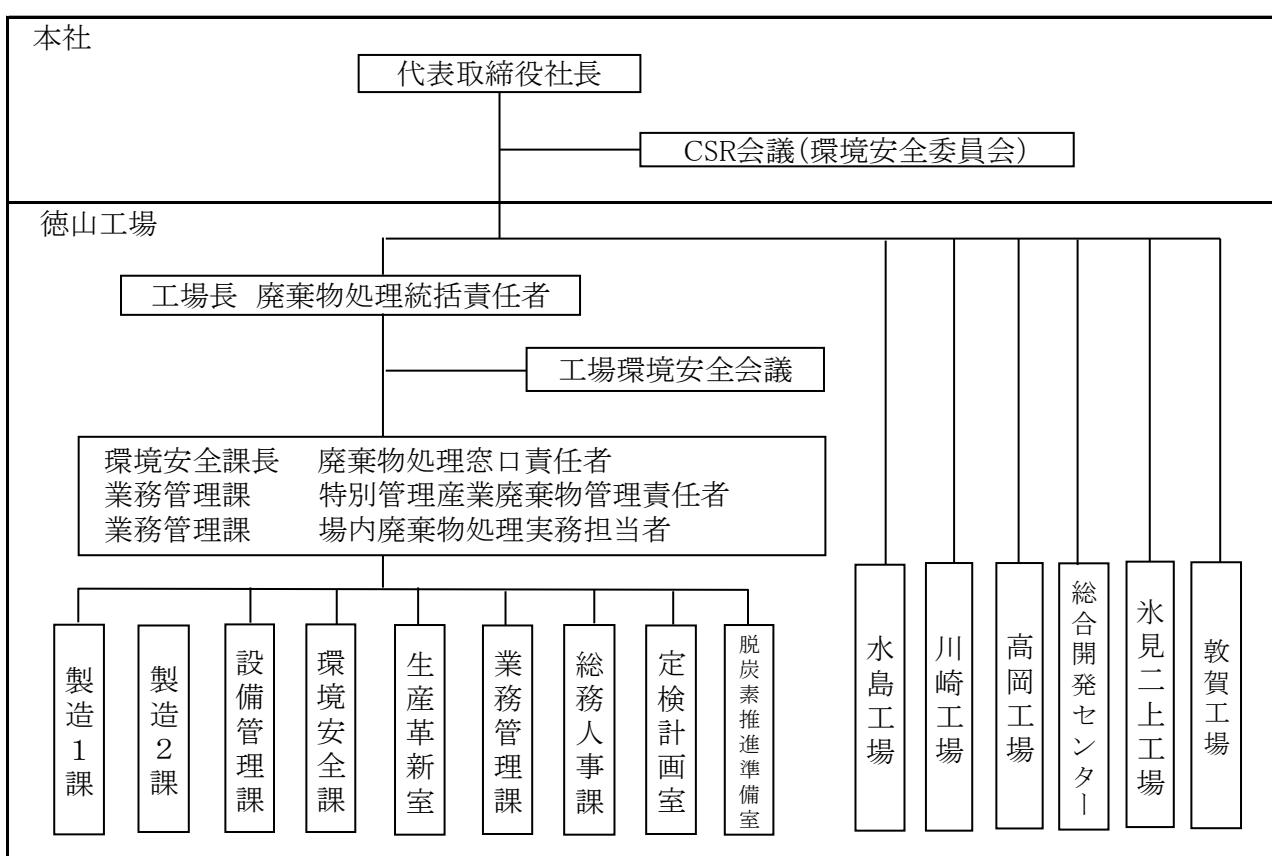
図5 排水処理工程に係る産業廃棄物発生・処理フロー(No. 5)

別紙2 産業廃棄物の処理に係る管理体制

(1) 責任者及び管理組織図

	統括責任者	所属：日本ゼオン株式会社 德山工場長
廃棄物担当	官庁関連窓口業務	環境安全課 組織人員：3人
	廃棄物処理実務	業務管理課 組織人員：2人
役割	工場環境安全会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生量抑制、再利用化、適正処理の推進等廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者：工場長 ・ 事務局：環境安全課長
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物の処理に関する細則の制定・改廃の決定 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	環境安全課（官庁関連対外窓口）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 監督官庁への各種報告 ○ その他関係する事項
	業務管理課（業務グループ）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生処理業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理表の交付・管理 ○ その他関係する事項

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

① 管理体制(組織)

工場に工場環境安全会議を設置し各部署の協力のもとに廃棄物処理に関する対応を図る。

② 管理方法

設備の新設、増設に際しては、安全性評価規則に基づき廃棄物削減の検討及びその処分の方法について評価を行い進める。

(3) 教育・研修等

発生する廃棄物の種類、廃棄物状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

① 環境管理者研修

工場において発生する産業廃棄物の管理、排出される排ガスや排水に係る法制度について、大幅な改正が行われる毎に行われる研修。

② 廃棄物処理基礎研修

全ての従業員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育、研修。

③ 廃棄物担当者実務研修

廃棄物担当者を対象として、廃棄物の取扱いの実務研修。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報を含め、ISO14001の活動の中で情報公開に努める。

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	日本ゼオン株式会社 徳山工場	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	化学工業
-------------	----------------	----------	-----	-------	------

区分 種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項													
	排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分 を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量			
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別 管理 産業 廃棄物	废油	105	110								105	110	105	110							99	104
	废酸																					
	废アルカリ	94	90								94	90										
	感染性産業廃棄物	0.03	0.02								0.03	0.02										
	PCB																					
	PCB汚染物	5									5		5									
	PCB処理物																					
	废石綿等																					
	有害産業廃棄物																					
計 (B)		205	200	0	0	0	0	0	0	0	205	200	111	110	0	0	0	0	99	104		